

法人名 社会医療法人 三栄会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

貸借対照表

(令和 5年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	6,780,336	<b>I 流動負債</b>	4,160,620
現金及び預金	3,159,349	買掛金	1,079,391
事業未収金	3,516,489	短期借入金	791,471
貸倒引当金	△ 38,399	一年以内返済予定長期借入金	291,136
たな卸資産	114,911	リース債務	288,233
前渡金	1,910	未払金	886,657
前払費用	21,447	未払費用	94,263
繰延税金資産	12,108	未払法人税等	1,772
その他の流動資産	△ 7,480	未払消費税等	5,453
<b>II 固定資産</b>	16,968,764	前受金	3
1 有形固定資産	16,594,529	預り金	132,480
建物	9,792,184	前受収益	610
構築物	400,403	賞与引当金	589,146
医療用器械備品	1,022,414	その他の流動負債	1
その他の器械備品	158,636	<b>II 固定負債</b>	14,513,083
車両及び船舶	928	長期借入金	11,196,597
土地	3,622,193	リース債務	1,500,172
その他の有形固定資産	1,597,767	退職給付引当金	1,816,314
2 無形固定資産	353,393	負債合計	18,673,704
ソフトウェア	351,434	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,958	科 目	金 額
3 その他の資産	20,841	<b>I 積立金</b>	5,075,396
長期貸付金	11,662	設立等積立金	35,881
奨学金免除引当金	△ 9,021	繰越利益積立金	5,039,515
長期前払費用	7,072	純資産合計	5,075,396
その他の固定資産	11,128	負債・純資産合計	23,749,101
<b>資産合計</b>	23,749,101		

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人 三栄会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		17,852,524
1 事業収益		
2 事業費用		
(1) 事業費	17,983,900	
(2) 本部費	325,024	18,308,924
本来業務事業利益		△ 456,400
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		338,655
2 事業費用		342,314
附帯業務事業利益		△ 3,658
事業利益		△ 460,059
II 事業外収益		
受取利息	78	78
III 事業外費用		
支払利息	50,741	50,741
経常利益		△ 510,722
IV 特別利益		
固定資産売却益	100	
その他の特別利益	154,723	154,823
V 特別損失		
固定資産売却損	169,177	
その他の特別損失	148,932	318,110
税引前当期純利益		△ 674,010
法人税・住民税及び事業税		1,772
当期純利益		△ 675,782

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### ① たな卸資産

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3年～39年
構築物	7年～20年
医療用器械備品	2年～15年
その他の器械備品	2年～20年
車両運搬具	2年～6年

#### ② リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### ③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 3 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 奨学金免除引当金

貸付金（奨学貸付金）の返済免除に備えるため、債務免除見込額を計上しております。

#### ③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

また、会計基準適用時差異については、15 年による按分額を費用処理しており、当会計年度末の未処理残高は 109,490 千円であります。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としています。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理方法

補助金については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

6 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産及び対応する債務

【担保に供している資産】

科目	金額（千円）
現金及び預金	85,124
建物	4,423,661
土地	1,303,659
計	5,812,444

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	11,196,597
計	11,196,597

7 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 有形固定資産に係る減価償却累計額 8,685,411 千円

② 基本財産の増減及びその残高 (単位:千円)

	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,821,341	1,800,852	—	3,622,193
合計	1,821,341	1,800,852	—	3,622,193

③ 補助金の内訳、交付者及び影響額

当会計年度に事業収益として計上した補助金は以下の通りです。

補助金の名称	交付者	金額（千円）
新型コロナウイルス感染症入院医療機関支援事業交付金	兵庫県	297,372
コロナワクチン感染症回復者転院受入促進事業	兵庫県	2,100
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	兵庫県	433,265
発熱等診療検査医療機関運営補助金	兵庫県	60
新型コロナウイルス感染症小学校休業対応助成	職業安定局	1,050
オンライン資格確認等導入資格確認端末購入	医療情報化支援基金	2,101
コロナ感染緊急包括支援交付金等	兵庫県等	28,028
南西部地域医療提供確保整備事業	姫路市	29,897
姫路市一時救急医療体制強化事業	姫路市	125
看護職員等処遇改善事業補助金	兵庫県	12,563
臨床研修費補助金	兵庫県	4,411
院内保育所補助金	兵庫県	8,191
新人看護職員研修補助金	兵庫県	1,497
後送補助金	姫路市	44,258
ふるさと融資保証料	姫路市	887
特定求職雇用開発助成金	兵庫労働局	3,230
物価高騰・原油価格物価高騰対策一時支援金	兵庫県・姫路市	9,820
インフルエンザワクチン補助金	姫路市	1,929
計		880,784

なお、事業収益として計上した補助金のうち、564,155千円は未収入金に計上しています。

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)